東京都公報

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

発行　東京都

目次　96

条例

○学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例…………（東京都教育委員会）…二
○都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例……（同）…七
○都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例……………………………………………（同）…七
○東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例…………（都市整備局）…七
○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例…（環境局）…一九
○東京消防庁の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………（東京消防庁）…六

条例のあらまし

◉学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第一三七号）

一　給料表を改定します。
二　勤勉手当の支給月数を改定します。
三　この条例は、公布の日から施行します。

◉都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（条例第一三八号）

一　新たに妊娠症状対応休暇を設けます。
二　この条例は、令和五年一月一日から施行します。

◉都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（条例第一三九号）

一　職員の給与に関する条例（昭和二六年東京都条例第七五号）の改正に伴い、補償基礎額を改定します。
二　この条例は、公布の日から施行します。

◉東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第一四〇号）

一　都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第六八号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第六七号）の施行を踏まえ、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請等に関する手数料に係る規定を改めるほか、規定を整備します。
二　この条例は、公布の日から施行します。

◉都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（条例第一四一号）

一　脱炭素社会の実現に向けた実効性ある取組の強化を図るため、住宅等の一定の中小新築建物に係る省エネルギー性能基準、再生可能エネルギー利用設備設置基準及び電気自動車充電設備整備基準の順守等の環境性能の確保を求める環境報告書制度を創設するほか、所要の改正を行います。
二　この条例は、令和七年四月一日ほかから施行します。

◉東京消防庁の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第一四二号）

一　東京消防庁国分寺消防署の位置を改めます。

国分寺市本多一丁目七番一五号　→　国分寺市泉町二丁目二番三号

二　この条例は、令和五年二月一六日から施行します。

条　例

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都条例第百三十七号

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第二項第一号中「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の五十二・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第７条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	155,600	185,800	246,200	269,700	331,500	377,100
	2	156,900	187,800	248,400	271,900	334,000	379,500
	3	158,200	189,800	250,500	274,100	336,500	381,900
	4	159,500	191,800	252,600	276,300	339,000	384,200
	5	160,900	193,800	254,700	278,500	341,500	386,500
	6	162,400	195,900	256,900	280,700	343,800	388,800
	7	163,900	197,900	259,000	282,900	346,100	391,100
	8	165,500	199,900	261,200	285,100	348,400	393,300
	9	167,100	201,900	263,400	287,400	350,600	395,500
	10	168,800	203,900	265,600	289,800	352,800	397,700
	11	170,600	205,900	267,800	292,200	355,100	399,900
	12	172,500	207,900	270,000	294,600	357,400	402,000
	13	174,400	210,000	272,200	297,100	359,700	404,100
	14	176,300	212,000	274,400	299,500	362,000	406,200
	15	178,300	214,000	276,600	302,000	364,300	408,300
	16	180,300	216,000	278,800	304,500	366,600	410,400
	17	182,400	218,100	281,000	307,000	368,800	412,500
	18	184,700	220,400	283,400	309,300	371,000	414,600
	19	187,000	222,600	285,900	311,600	373,200	416,700
	20	189,300	224,800	288,300	313,800	375,400	418,800
	21	191,600	226,900	290,700	316,000	377,500	420,900
	22	192,800	229,000	293,000	318,200	379,600	423,000
	23	194,000	231,000	295,200	320,500	381,700	425,000
	24	195,200	233,100	297,400	322,800	383,800	427,000
	25	196,400	235,100	299,600	325,000	385,900	429,000
	26	197,600	237,200	301,900	327,200	388,000	431,000
	27	198,800	239,300	304,200	329,500	390,000	433,000
	28	200,000	241,300	306,400	331,800	392,000	435,000
	29	201,200	243,300	308,500	334,000	394,000	437,000
	30	202,400	245,300	310,600	336,300	396,000	439,000
	31	203,600	247,400	312,800	338,500	398,000	441,000
	32	204,800	249,500	314,900	340,800	400,000	443,000
	33	206,100	251,500	317,000	343,000	402,000	444,900
	34	207,400	253,600	319,100	345,200	404,000	446,800
	35	208,800	255,600	321,300	347,500	406,000	448,700
	36	210,200	257,600	323,400	349,700	407,900	450,600
	37	211,600	259,600	325,500	352,000	409,800	452,500
	38	213,000	261,600	327,600	354,300	411,700	454,300
	39	214,400	263,600	329,800	356,500	413,600	456,100
	40	215,800	265,700	331,900	358,700	415,500	457,900
	41	217,300	267,700	334,000	360,800	417,400	459,700
	42	218,900	269,800	336,200	362,800	419,300	461,400
	43	220,600	271,800	338,300	364,900	421,200	463,100
	44	222,300	273,800	340,400	366,900	423,100	464,800
	45	224,000	275,800	342,500	369,000	425,000	466,500
	46	225,500	277,800	344,600	371,100	426,800	468,100
	47	227,000	279,800	346,700	373,100	428,600	469,800
	48	228,500	281,800	348,800	375,100	430,400	471,500

49	230,000	283,900	350,800	377,000	432,200	473,200
50	231,500	285,900	352,800	379,000	433,900	474,900
51	233,000	287,900	354,800	381,000	435,600	476,600
52	234,500	289,900	356,800	382,900	437,300	478,200
53	236,000	291,900	358,700	384,900	438,900	479,800
54	237,500	293,900	360,600	386,800	440,500	481,500
55	239,000	295,900	362,600	388,600	442,100	483,100
56	240,400	297,900	364,500	390,500	443,700	484,600
57	241,800	299,900	366,400	392,400	445,200	486,000
58	243,200	301,900	368,200	394,200	446,700	487,200
59	244,600	303,900	370,000	395,900	448,200	488,400
60	246,000	305,900	371,800	397,600	449,700	489,500
61	247,300	307,900	373,500	399,200	451,100	490,600
62	248,600	309,900	375,100	400,800	452,400	491,600
63	249,900	311,900	376,700	402,500	453,600	492,500
64	251,300	313,800	378,200	404,200	454,700	493,300
65	252,700	315,700	379,600	405,800	455,700	494,000
66	254,100	317,600	381,000	407,300	456,700	494,800
67	255,400	319,500	382,300	408,900	457,600	495,500
68	256,700	321,400	383,600	410,400	458,500	496,200
69	258,000	323,200	384,800	411,800	459,400	496,800
70	259,300	325,000	386,100	413,100	460,300	497,400
71	260,600	326,700	387,300	414,400	461,100	498,000
72	262,000	328,400	388,500	415,800	461,800	498,600
73	263,300	330,100	389,600	417,100	462,500	499,200
74	264,700	331,800	390,600	418,300	463,100	499,700
75	266,000	333,500	391,600	419,600	463,700	500,200
76	267,300	335,200	392,500	420,800	464,200	500,700
77	268,600	336,800	393,300	421,900	464,700	501,200
78	269,900	338,400	394,000	422,900	465,200	501,700
79	271,200	339,900	394,600	424,000	465,700	502,200
80	272,500	341,300	395,200	425,000	466,200	502,700
81	273,800	342,700	395,800	426,000	466,700	503,200
82	275,000	344,100	396,400	426,900	467,200	503,700
83	276,300	345,500	396,900	427,800	467,700	504,200
84	277,500	346,900	397,300	428,600	468,200	504,700
85	278,800	348,200	397,600	429,300	468,700	505,200
86	280,000	349,400	398,000	429,800	469,200	
87	281,200	350,500	398,400	430,200	469,700	
88	282,400	351,600	398,800	430,600	470,200	
89	283,600	352,600	399,200	431,000	470,700	
90	284,800	353,600	399,600	431,500	471,200	
91	286,000	354,500	400,000	431,900	471,700	
92	287,100	355,400	400,400	432,300	472,200	
93	288,200	356,200	400,800	432,600	472,700	
94	289,300	356,900	401,200	433,000	473,200	
95	290,400	357,600	401,600	433,400	473,700	
96	291,500	358,300	402,000	433,800	474,200	
97	292,600	359,000	402,400	434,200	474,700	
98	293,700	359,700	402,800	434,600	475,200	
99	294,700	360,300	403,200	435,000	475,700	
100	295,700	360,800	403,600	435,400	476,200	
101	296,700	361,300	404,000	435,800	476,700	
102	297,700	361,900	404,400	436,200		
103	298,700	362,500	404,800	436,600		
104	299,700	363,000	405,200	437,000		

	105	300,600	363,500	405,600	437,400		
	106	301,500	363,900	406,000	437,800		
	107	302,300	364,300	406,400	438,200		
	108	303,100	364,700	406,800	438,600		
	109	303,900	365,100	407,100	439,000		
	110	304,600	365,500	407,500	439,400		
	111	305,300	365,800	407,800	439,800		
	112	306,000	366,100	408,200	440,200		
	113	306,600	366,400	408,600	440,600		
	114	307,100	366,800	409,000	441,000		
	115	307,600	367,100	409,400	441,400		
	116	308,100	367,400	409,800	441,800		
	117	308,600	367,700	410,100	442,200		
	118	309,100	368,100	410,500	442,600		
	119	309,600	368,400	410,800	443,000		
	120	310,100	368,700	411,200	443,400		
	121	310,500	369,000	411,600	443,800		
	122	310,900	369,400	412,000	444,200		
	123	311,300	369,700	412,300	444,600		
	124	311,700	370,000	412,700	445,000		
	125	312,100	370,300	413,100	445,400		
	126	312,500	370,700	413,500	445,800		
	127	312,800	371,000	413,900	446,200		
	128	313,100	371,300	414,300	446,600		
	129	313,400	371,600	414,600	447,000		
	130	313,800	372,000	415,000	447,400		
	131	314,100	372,300	415,400	447,800		
	132	314,400	372,600	415,800	448,200		
	133	314,700	372,900	416,100	448,600		
	134	315,000	373,300	416,500			
	135	315,400	373,600	416,900			
	136	315,700	373,900	417,300			
	137	316,000	374,200	417,600			
	138	316,400	374,600	418,000			
	139	316,700	374,900	418,400			
	140	317,000	375,200	418,700			
	141	317,300	375,500	419,000			
	142	317,700	375,800	419,400			
	143	318,000	376,100	419,800			
	144	318,300	376,400	420,100			
	145	318,600	376,700	420,400			
	146	319,000	377,000	420,800			
	147	319,300	377,300	421,200			
	148	319,600	377,600	421,500			
	149	319,900	377,900	421,800			
	150	320,300	378,200				
	151	320,600	378,500				
	152	320,900	378,800				
	153	321,200	379,100				
	154	321,500	379,400				
	155	321,800	379,700				
	156	322,100	380,000				
	157	322,400	380,300				
	158	322,700	380,600				
	159	323,000	380,900				
	160	323,300	381,200				

	161	323,600	381,500				
	162	323,900	381,800				
	163	324,200	382,100				
	164	324,500	382,400				
	165	324,800	382,700				
	166	325,100	383,000				
	167	325,400	383,300				
	168	325,700	383,600				
	169	326,000	383,900				
	170		384,200				
	171		384,500				
	172		384,800				
	173		385,100				
	174		385,400				
	175		385,700				
	176		386,000				
	177		386,300				
再任用職員		219,700	258,100	276,600	294,600	324,900	392,500

附　則

（施行期日等）

第一条　この条例は、公布の日から施行する。

第二条　この条例による改正後の学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第二の規定は令和四年四月一日から、改正後の条例第二十四条の二第二項及び附則第五条の規定は同年十二月一日から適用する。

（令和四年四月一日から施行日の前日までの間における給料表の適用を異にする異動者等の号給の調整）

第三条　令和四年四月一日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び給料表の適用を異にして異動した職員の当該適用の日又は異動の日における号給については、この条例による改正前の学校職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定が適用された場合との均衡上必要と認められる限度において、東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（施行日から令和五年三月三十一日までの間における異動者等の号給の調整）

第四条　施行日から令和五年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び給料表の適用を異にして異動した職員の当該適用の日又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（勤勉手当に関する特例措置）

第五条　令和四年十二月に支給する勤勉手当に係る改正後の条例第二十四条の二第二項の規定の適用については、同項第一号中「百分の百七・五」とあるのは「百分の百十二・五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百三十二・五」と、同項第二号中「百分の五十二・五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の六十二・五」とあるのは「百分の六十五」とする。

（給与の内払）

第六条　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

第七条　附則第三条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会と協議して定める。

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都条例第百三十八号

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「妊娠出産休暇」の下に「、妊娠症状対応休暇」を加える。

第七条第一項及び第十二条第一項中「特別休暇（」の下に「妊娠症状対応休暇、」を加える。

附　則

この条例は、令和五年一月一日から施行する。

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都条例第百三十九号

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十七年東京都条例第八十号）の一部を次のように改正する。

別表中「七、〇五九円」を「七、一九四円」に、「八、七三〇円」を「八、八二〇円」に、「一一、四四八円」を「一一、四八一円」に、「六、一三五円」を「六、二四〇円」に、「七、二二五円」を「七、二六〇円」に、「八、九三七円」を「八、九四三円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、令和四年四月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都条例第百四十号

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表二の部一の項中

「

イ 住戸ごとの申請の場合	申請戸数が一戸のもの	四千七百円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二戸以上五戸以下のもの	九千四百円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が六戸以上十戸以下のもの	一万六千円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	二万七千円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	四万五千円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	八万二千円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	十三万一千円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	十七万円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が三百一戸以上のもの	十八万五千円

」を削り、

「

ロ 一の建築物の申請の場合	(イ) 住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。）	建築物の総戸数が一戸のもの
		建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの
		建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの
		建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの
		建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの
		建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの
		建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの
		建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの
		建築物の総戸数が三百一戸以上のもの
	(ロ) 共用廊下等の部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段そ	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの
		当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの
		当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの

を

の他共用部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの
(ハ)　非住宅の部分（住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの」

「

イ　住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。）	建築物の総戸数が一戸のもの
	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの
	建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの
	建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの
	建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの
	建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの
	建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの
	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの
	建築物の総戸数が三百一戸以上のもの
ロ　共用廊下等の部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの

に改め、

下同じ。）	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの
ハ　非住宅の部分（住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの

イ　住戸ごとの申請の場合	申請戸数が一戸のもの	三万五千円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二戸以上五戸以下のもの	六万九千円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が六戸以上十戸以下のもの	九万七千円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	十三万七千円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	十九万七千円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	二十八万三千円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	三十八万五千円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	五十万八千円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が三百一戸以上のもの	六十万円

ロ　一の建築物の申請の場合	(イ)　住戸の部分	建築物の総戸数が一戸のもの
		建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの
		建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの
		建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの
		建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの
		建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの
		建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの

を削り、

		建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの
		建築物の総戸数が三百一戸以上のもの
	(ロ)　共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの
		当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの
		当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの
		当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの
		当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの
		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの
	(ハ)　非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの
		当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの
		当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの
		当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの
		当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの
		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの

を

「

イ　住戸の部分	建築物の総戸数が一戸のもの
	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの
	建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの
	建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの
	建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの
	建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの
	建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの
	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの
	建築物の総戸数が三百一戸以上のもの
ロ　共用廊	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの

下等の部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの
ハ　非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの

に改め、同部二の項中

「

イ　住戸ごとの申請の場合	申請戸数が一戸のもの	三千三百円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二戸以上五戸以下のもの	六千六百円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が六戸以上十戸以下のもの	一万一千円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	一万九千円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	三万二千円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	五万八千円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	九万三千円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	十二万二千円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が三百一戸以上のもの	十三万四千円

」

を削り、

「

ロ　一の建築物の申請の場合	(イ)　住戸の部分	建築物の総戸数が一戸のもの
		建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの
		建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの

区分	規模
	建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの
	建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの
	建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの
	建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの
	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの
	建築物の総戸数が三百一戸以上のもの
(ロ) 共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの
(ハ) 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの」

を

区分	規模
「イ 住戸の部分	建築物の総戸数が一戸のもの
	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの
	建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの
	建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの
	建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの

「

	建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	
	建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	
	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	
	建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	
ロ　共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの	
	当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	
	当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	
	当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	
	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	
ハ　非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	
	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの	
	当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	
	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	
	当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	
	当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	
	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	

」

に改め、

「

イ　住戸ごとの申請の場合	申請戸数が一戸のもの	一万八千円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二戸以上五戸以下のもの	三万七千円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が六戸以上十戸以下のもの	五万二千円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	七万四千円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	十万八千円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	十五万九千円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	二十二万一千円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	二十九万一千円

」

を削り、同部備考を削る。

一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が三百一戸以上のもの	三十四万二千円

別表三の部三の項中

イ　住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	九千七百円
	当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万一千円
	当該住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	四万六千円
	当該住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	八万一千円

を削り、

ロ　一の建築物の申請の場合	(イ)　住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。）
	(ロ)　非住宅部分

を

イ　住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。）
ロ　非住宅部分

に改め、

イ　住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	六万九千百円
	当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十一万六千円
	当該住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十九万六千円

を削り、

当該住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	二十八万一千円」

「ロ　一の建築物の申請の場合

(イ)　住宅部分			
(ロ)　非住宅部分	モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第十条第一号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。四の項において同じ。）による場合		
	標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。四の項において同じ。）による場合		

を

「イ　住宅部分			
ロ　非住宅部分	モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第十条第一号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。四の項において同じ。）による場合		
	標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。四の項において同じ。）による場合		

に改め、同部四の項中

イ　住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	六千九百円
	当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万五千円
	当該住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	三万二千円
	当該住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	五万七千円

を削り、

ロ　一の建築物の申請の場合	
(イ)　住宅部分	
(ロ)　非住宅部分	

を

イ　住宅部分	
ロ　非住宅部分	

に改め、

イ　住戸ごと	当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	四万八千五百円

の申請の場合	当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	八万一千円
	当該住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十三万八千円
	当該住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十九万七千円

」を削り、

「

ロ　一の建築物の申請の場合		
⑴　住宅部分		
⑵　非住宅部分		
	モデル建物法による場合	
	標準入力法等による場合	

」

を

「

イ　住宅部分		
ロ　非住宅部分		
	モデル建物法による場合	
	標準入力法等による場合	

」

に改め、同部備考二中「の⑵」を削り、

同部備考十一から備考十三までを削り、同部備考十四中「一の建築物の」を削り、同部備考十四を同部備考十一とし、同部備考十五中「一の建築物の」を削り、同部備考十五を同部備考十二とし、同部備考十六を削る。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第六十八号）の施行の際、現に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十四条第一項の認定を受けている又は同法第五十三条第一項の規定による認定の申請がなされている低炭素建築物新築等計画の同法第五十五条第一項の規定による変更の認定の申請については、この条例による改正前の東京都都市整備局関係手数料条例別表二の部二の項の規定は、なおその効力を有する。

3　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第六十七号）の施行の際、現に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第三十五条第一項の認定を受けている又は同法第三十四条第一項の規定による認定の申請がなされている建築物エネルギー消費性能向上計画の同法第三十六条第一項の規定による変更の認定の申請については、この条例による改正前の東京都都市整備局関係手数料条例別表三の部四の項の規定は、なおその効力を有する。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都知事　小　池　百　合　子

◉東京都条例第百四十一号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

第一条　都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「エネルギーの有効利用」を「脱炭素化の推進」に、「第十七条の二十三」を「第十七条の二十二」に改める。

第二条第四号の四の次に次の一号を加える。

四の五　脱炭素化　温室効果ガスの排出の量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収の量との間の均衡を保つことができるようにすることをいう。

第九条の二第一項中「の指針」を「、再生可能エネルギーを変換して得られる特定エネルギー（以下「再生可能特定エネルギー」という。）の供給の拡大その他の方法による温室効果ガスの排出の量の抑制に係る措置及び目標その他規則で定める事項についての指針」に改める。

第九条の三第二号中「再生可能エネルギー又は再生可能エネルギーを変換して得られる特定エネルギー」を「再生可能特定エネルギー」に改め、同条第三号中「関する」を「関して規則で定める」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定によりエネルギー環境計画書を提出した者は、規則で定める事項の変更をした場合に限り、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出ることができる。

第九条の四中「基づき、」の下に「前条第一項第一号及び第二号に規定する目標の達成その他の」を加える。

第九条の五第三号中「再生可能エネルギー又は再生可能エネルギーを変換して得られた特定エネルギー」を「再生可能特定エネルギー」に改め、同条第四号中「の進ちよく状況」を「に関して規則で定める事項」に改める。

第九条の六第一項第一号及び第九条の七第一号中「第九条の三」を「第九条の三第一項」に改める。

「第二節の五　地域におけるエネルギーの有効利用」を「第二節の五　地域における脱炭素化の推進」に改める。

第十七条の二中「エネルギーの有効利用」を「脱炭素化の推進」に改める。

第十七条の三の見出し中「エネルギー有効利用指針」を「特定開発区域等脱炭素化指針」に改め、同条第一項中「エネルギーの有効利用にかかわる」を「脱炭素化の推進に関わる」に、「エネルギーの有効利用に関する」を「特定開発区域等における脱

炭素化の推進に関する」に、「エネルギー有効利用指針」を「特定開発区域等脱炭素化指針」に改め、同条第二項及び第三項中「エネルギー有効利用指針」を「特定開発区域等脱炭素化指針」に改める。

第十七条の四から第十七条の六までを削る。

第十七条の七の見出し中「エネルギー有効利用計画書」を「特定開発区域等脱炭素化方針」に改め、同条中「特定開発事業におけるエネルギーの有効利用に関する計画書（以下「エネルギー有効利用計画書」という。）を、エネルギー有効利用指針」を「特定開発区域等における脱炭素化の推進に関する事項を定めた方針（以下「特定開発区域等脱炭素化方針」という。）を、特定開発区域等脱炭素化指針」に改め、同条各号を次のように改める。

一　前項に規定する目標値の設定を踏まえた温室効果ガスの削減方針

二　前項に規定する検討を踏まえた設備等の導入及びエネルギーの利用等に関する取組についての基本方針

三　第一号に規定する削減方針及び前号に規定する基本方針に基づき特定開発事業者が取り組む事項

四　前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

第十七条の七を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

特定開発事業者は、特定開発事業を行おうとするときは、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき、脱炭素化の推進に向けた規則で定める目標値の設定並びに規則で定める設備等の導入及びエネルギーの利用等に関する取組についての検討を行わなければならない。

第十七条の七を第十七条の四とする。

第十七条の八の見出し中「エネルギー有効利用計画書」を「特定開発区域等脱炭素化方針」に改め、同条中「前条」を「前条第二項」に、「エネルギー有効利用計画書」を「特定開発区域等脱炭素化方針」に改め、同条を第十七条の五とする。

第十七条の九の見出し中「エネルギー有効利用計画書」を「特定開発区域等脱炭素化方針」に改め、同条第一項及び第二項中「第十七条の七」を「第十七条の四第二項」に、「エネルギー有効利用計画書」を「特定開発区域等脱炭素化方針」に改め、同条を第十七条の六とし、同条の次に次の二条を加える。

（特定開発区域等脱炭素化報告書の提出等）

第十七条の七　特定開発事業者は、第十七条の四第二項各号に掲げる事項を記載した特定開発区域等脱炭素化方針の取組状況の実績に関する報告書（以下「特定開発区域等脱炭素化報告書」という。）を、特定開発区域等脱炭素化指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

（特定開発区域等脱炭素化報告書の公表）

第十七条の八　特定開発事業者は、前条の規定により特定開発区域等脱炭素化報告書を提出したときは、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

2　知事は、前条の規定により特定開発区域等脱炭素化報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

第十七条の十の見出し中「エネルギーの有効利用」を「脱炭素化の推進」に改め、同条中「エネルギー有効利用指針」を「特定開発区域等脱炭素化指針」に、「エネルギーの有効利用」を「脱炭素化の推進」に改め、同条を第十七条の九とする。

第十七条の十一第一項中「エネルギー有効利用指針」を「特定開発区域等脱炭素化指針」に改め、同項第三号中「第十七条の五に規定する」を削り、同条第二項中「前項第一号」を「同項第一号」に改め、同条第四項中「エネルギー有効利用指針」を「特定開発区域等脱炭素化指針」に改め、同条を第十七条の十とする。

第十七条の十二を第十七条の十一とする。

第十七条の十三第一項及び第二項中「第十七条の十一第一項」を「第十七条の十第一項」に改め、同条を第十七条の十二とする。

第十七条の十四中「第十七条の十一第一項又は第十七条の十二第二項」を「第十七条の十第一項又は第十七条の十一第二項」に改め、同条を第十七条の十三とする。

第十七条の十五中「第十七条の十一第一項各号」を「第十七条の十第一項各号」に、「エネルギー有効利用指針」を「特定開発区域等脱炭素化指針」に改め、同条を第十七条の十四とする。

第十七条の十六を第十七条の十五とする。

第十七条の十七の見出し中「エネルギーの有効利用にかかわる」を「脱炭素化の推進に関わる」に改め、同条第一項中「第十七条の五に規定する範囲内において、同条に規定するエネルギーが生じる事業活動を行う事業者（以下「利用可能エネルギー」を「特定開発区域等においてエネルギーが生じる事業活動を行う事業者（以下「エネルギー利用」に、「エネルギー有効利用指針」を「特定開発区域等脱炭素化指針」に、「同条の」を「第十七条の四第一項の」に改め、「当該エネルギーを利用するための」を削り、「当該エネルギーの」を「エネルギーの」に改め、同条第二項中「エネルギー有効利用指針」を「特定開発区域等脱炭素化指針」に、「第十七条の十一第四項」を「第十七条の十第四項」に改め、同条第三項及び第四項中「エネルギー有効利用指針」を「特定開発区域等脱炭素化指針」に改め、同条第五項中「エネルギー有効利用指針」を「特定開発区域等脱炭素化指針」に、「エネルギーの有効利用」を「脱炭素化の推進」に改め、同条を第十七条の十六とする。

第十七条の十八第一項中「第十七条の十一第一項第六号」を「第十七条の十第一項第六号」に改め、同条を第十七条の十七とする。

第十七条の十九を第十七条の十八とする。

第十七条の二十第一項中「第十七条の十八第一項」を「第十七条の十七第一項」に改め、同項第五号中「第十七条の十一第一項第六号」を「第十七条の十第一項第六号」に改め、同条を第十七条の十九とする。

第十七条の二十一第一項中「第十七条の十八第一項」を「第十七条の十七第一項」に、「第十七条の十九第一項」を「第十七条の十八第一項」に、「エネルギー有効利用指針」を「特定開発区域等脱炭素化指針」に、「受入に」を「受入れに」に改め、同条を第十七条の二十とする。

第十七条の二十二中「利用可能エネルギー」を「エネルギー利用」に、「エネルギー有効利用指針」を「特定開発区域等脱炭素化指針」に改め、同条第一号中「第十七条の四」を「第十七条の四第一項」に改め、「設定」の下に「及び検討」を加え、同条第二号を削り、同条第三号中「第十七条の十」を「第十七条の九」に改め、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　第十七条の十第四項の規定による検討

第十七条の二十二第四号中「第十七条の十七第一項」を「第十七条の十六第一項」に改め、同条第五号中「第十七条の十七第三項」を「第十七条の十六第三項」に改め、同条第六号中「第十七条の十七第四項」を「第十七条の十六第四項」に改め、同条を第十七条の二十一とする。

第十七条の二十三第一項第一号中「第十七条の七、第十七条の八、第十七条の十一第一項、第十七条の十二第一項若しくは第二項、第十七条の十四、第十七条の十五又は第十七条の二十一第二項」を「第十七条の四第二項、第十七条の五、第十七条の七、第十七条の十第一項、第十七条の十一第一項若しくは第二項、第十七条の十三、第十七条の十四又は第十七条の二十第二項」に改め、同項第二号中「第十七条の九第一項、第十七条の十三第一項又は第十七条の十六第一項」を「第十七条の六第一項、第十七条の八第一項、第十七条の十二第一項又は第十七条の十五第一項」に改め、同項第三号中「、第三号」を「（目標値の設定に係る部分に限る。）、第二号」に、「エネルギー有効利用指針」を「特定開発区域等脱炭素化指針」に、「エネルギーの有効利用」を「地域における脱炭素化」に改め、同条を第十七条の二十二とする。

第二十条の三中「の値」を削る。

第二十条の四を削る。

第二十一条中第八号を削り、第九号を第八号とする。

第二十二条第一項中「第九号」を「第八号」に改める。

第二十三条第三項を削る。

第二十三条の二第二項中「特別大規模特定建築物（」を「規則で定める規模を超える特定建築物（以下「特別大規模特定建築物」という。）（」に改める。

第二十三条の四第一項中「特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者」を「特別大規模特定建築物の新築等をしようとする特定建築主（以下「特別大規模特定建築主」という。）又は特別大規模特定建築物に係る第二十三条第一項の規定による工事の完了の届出を行った特別大規模特定建築主（規則で定めるものに限る。以下「特別大規模特定建築物工事完了届出者」という。）」に改める。

第二十四条第四項中「その特別大規模特定建築物又は」、「第二十条の四、」及び「第十七条の四に規定するエネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値以上の性

能を確保する措置及び」を削る。

第百五十三条第二項中「第十七条の二十二、第十七条の二十三第一項」を「第十七条の二十一、第十七条の二十二第一項」に、「利用可能エネルギー」を「エネルギー利用」に、「再生可能エネルギー及び有効利用を図る」を「脱炭素化を推進する」に、「エネルギー有効利用指針」を「特定開発区域等脱炭素化指針」に改め、同条第三項中「、エネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値に係る措置」を削り、「マンション環境性能表示」の下に「の表示」を加える。

第百五十五条第一項中「利用可能エネルギー」を「エネルギー利用」に改める。

第百五十六条第一項中「第十七条の二十三第一項」を「第十七条の二十二第一項」に改める。

第二条　都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条中第四号の四を削り、第四号の五を第四号の四とし、同号の次に次の一号を加える。

四の五　気候変動　地球温暖化その他の気候の変動をいう。

第十八条の見出し中「建築主」を「建築主等」に改め、同条中「建築物の」を「建築主等（建築物の」に、「は、当該」を「並びに自らが定めた建築物の構造及び設備に関する規格に基づく建築物（以下「規格建築物」という。）を新たに建設する工事を業として請け負う者（以下「建設請負事業者」という。）をいう。次条第一項において同じ。）は、同項に規定する指針で定めるところにより、当該」に改め、「合理化」の下に「及び再生可能エネルギーへの転換」を加え、「自然環境の保全、ヒートアイランド現象の緩和及び再生可能エネルギーの利用」を「生物の多様性の保全、気候変動への適応並びに電気を動力源とする自動車に充電する設備（以下「電気自動車充電設備」という。）の整備（以下これらを「建築物等に係る環境配慮」という。）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　新築の建築物の購入又は賃借をしようとする者は、当該建築物等に係る環境配慮について理解を深め、環境への負荷の低減に努めなければならない。

第十九条の見出し中「作成」を「作成等」に改め、同条第一項中「建築主」を「建築主等」に、「、資源」を「及び再生可能エネルギーへの転換、資源」に、「自然環境の保全及びヒートアイランド現象の緩和」を「生物の多様性の保全並びに気候変動への適応」に改め、「この節において」を削り、「の措置」の下に「、誘導すべき省エネルギー性能基準」を加え、「の利用に係る措置に関する検討方法」を「を利用する設備の設置等に係る基準（以下「再生可能エネルギー利用設備設置基準」という。）に適合するための措置、誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準、電気自動車充電設備の整備に係る基準（以下「電気自動車充電設備整備基準」という。）に適合するための措置、誘導すべき電気自動車充電設備整備基準」に改め、同条に次の一項を加える。

4　知事は、新築の建築物の購入又は賃借をしようとする者が、当該建築物等に起因する環境への負荷の低減を図るため、当該者に対し、建築物等に係る環境配慮に関する情報の提供を行うものとする。

第二十条中「建築物（」の下に「規則で定める種類の建築物を除く。」を加える。

第二十条の二を削る。

第二十条の三の見出し中「省エネルギー性能基準」を「特定建築物における省エネルギー性能基準」に改め、同条中「限り、規則で定める種類の建築物を除く」を「限る」に改め、同条を第二十条の二とし、同条の次に次の二条を加える。

（特定建築物等における再生可能エネルギー利用設備設置基準の順守）

第二十条の三　特定建築主は、配慮指針で定めるところにより、当該特定建築物（規則で定める種類の建築物を除く。）及びその敷地について、規則で定める再生可能エネルギー利用設備設置基準に適合するよう措置を講じなければならない。

（特定建築物等における電気自動車充電設備整備基準の順守）

第二十条の四　特定建築主は、配慮指針で定めるところにより、当該特定建築物等について、規則で定める電気自動車充電設備整備基準に適合するよう措置を講じなければならない。

第二十一条中「（規則で定める種類の建築物を除く。）及びその敷地」を「等」に改め、同条第四号中「合理化」の下に「及び再生可能エネルギーへの転換」を加え、「自然環境の保全及びヒートアイランド現象の緩和」を「生物の多様性の保全並びに気候変動への適応」に改め、同条第六号を削り、同条第七号中「省エネルギー性能基

準」を「第二十条の二の規定による省エネルギー性能基準」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　第二十条の三の規定による再生可能エネルギー利用設備設置基準に対する適合状況

第二十一条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　前条の規定による電気自動車充電設備整備基準に対する適合状況

第二十一条の二第二項中「及び第二十条の二」を削る。

第二十一条の三中「概要を公表することができる」を「内容を公表するものとする」に改める。

第二十二条第一項中「第八号」を「第九号」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項」に、「概要を公表することができる」を「内容を公表するものとする」に改める。

第二十三条第二項中「概要を公表することができる」を「内容を公表するものとする」に改める。

第二十三条の二第二項中「規則で定める規模を超える特定建築物（以下「特別大規模特定建築物」という。）」を「特定建築物」に、「限り、規則で定める種類の建築物を除く」を「限る」に、「特別大規模特定建築物等」を「非住宅用途特定建築物等」に改める。

第二十三条の三第四項中「概要を公表することができる」を「内容を公表するものとする」に改める。

第二十三条の四第一項中「特別大規模特定建築物の新築等をしようとする特定建築主（以下「特別大規模特定建築主」という。）又は特別大規模特定建築物」を「特定建築主又は特定建築物」に、「特別大規模特定建築主（」を「特定建築主（」に、「特別大規模特定建築物工事完了届出者」を「特定建築物工事完了届出者」に、「特別大規模特定建築物等」を「非住宅用途特定建築物等」に改め、同条第二項中「特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者」を「特定建築主又は特定建築物工事完了届出者」に改める。

第二十三条の五第二項中「特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者」を「特定建築主又は特定建築物工事完了届出者」に改める。

第二十三条の六第三項中「第一項又は前項」を「前二項」に、「概要を公表することができる」を「内容を公表するものとする」に改め、同条第五項中「特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者」を「特定建築主又は特定建築物工事完了届出者」に改め、同条の次に次の七条を加える。

（中小規模特定建築物における省エネルギー性能基準の順守）

第二十三条の七　特定供給事業者（建設請負事業者又は規格建築物を新築し、これを分譲し、若しくは賃貸することを業として行う者（以下これらを「建物供給事業者」という。）であって、建物供給事業者が一年間に都内において新たに建設し、若しくは新築する当該規格に基づく規則で定める規模未満の建築物（規則で定める種類の建築物を除く。以下「中小規模特定建築物」という。）の延べ面積の合計が規則で定める値以上であるもの又は規則で定めるところにより申請を行ったもの（規則で定めるところにより知事から承認を受けたものに限る。）をいう。以下同じ。）は、配慮指針で定めるところにより、当該中小規模特定建築物（規則で定める用途の部分に限る。次項において同じ。）について、規則で定める省エネルギー性能基準に適合するよう措置を講じなければならない。

2　特定供給事業者は、当該中小規模特定建築物について、配慮指針で定める誘導すべき省エネルギー性能基準に適合するための措置を講じるよう努めなければならない。

（中小規模特定建築物等における再生可能エネルギー利用設備設置基準の順守）

第二十三条の八　特定供給事業者は、配慮指針で定めるところにより、当該中小規模特定建築物（規則で定める種類の建築物を除くことができる。次項において同じ。）及びその敷地について、規則で定める再生可能エネルギー利用設備設置基準に適合するよう措置を講じなければならない。

2　特定供給事業者は、当該中小規模特定建築物及びその敷地について、配慮指針で定める誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準に適合するための措置を講じるよう努めなければならない。

（中小規模特定建築物等における電気自動車充電設備整備基準の順守）

第二十三条の九　特定供給事業者は、配慮指針で定めるところにより、当該中小規模特定建築物及びその敷地（以下「中小規模特定建築物等」という。）について、規則で定める電気自動車充電設備整備基準に適合するよう措置を講じなければならない。

2　特定供給事業者は、当該中小規模特定建築物等について、配慮指針で定める誘導すべき電気自動車充電設備整備基準に適合するための措置を講じるよう努めなければならない。

（中小規模特定建築物等に係る措置に関する説明等）

第二十三条の十　特定供給事業者は、中小規模特定建築物等に係るエネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換並びに電気自動車充電設備の整備に係る措置に関して、当該中小規模特定建築物の新築をしようとする者又は当該中小規模特定建築物の購入若しくは賃借をしようとする者（規則で定める者に限る。次項において同じ。）に対し、規則で定める事項を、規則で定めるところにより書面（電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を交付し、説明しなければならない。

2　建物供給事業者（特定供給事業者を除く。）は、前項に規定する措置に関して、当該中小規模特定建築物の新築をしようとする者又は当該中小規模特定建築物の購入若しくは賃借をしようとする者に対し、規則で定める事項を、規則で定めるところにより書面を交付し、説明するよう努めなければならない。

3　前二項の規定による説明をした者は、当該説明において交付した書面の写しを規則で定める日まで保管しなければならない。

（建築物環境報告書の作成等）

第二十三条の十一　特定供給事業者は、毎年度、新たに建設し、又は新築しようとした中小規模特定建築物等について、次に掲げる事項を記載した環境への配慮のための措置についての報告書（以下「建築物環境報告書」という。）を作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

一　建物供給事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　都内において新たに建設し、又は新築しようとした中小規模特定建築物の延べ面積の合計

三　第二十三条の七第一項及び第二項の規定による省エネルギー性能基準に対する適合状況

四　第二十三条の八第一項及び第二項の規定による再生可能エネルギー利用設備設置基準に対する適合状況

五　第二十三条の九第一項及び第二項の規定による電気自動車充電設備整備基準に対する適合状況

六　前条第一項の規定による説明の実施状況

七　前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2　知事は、前項の規定による建築物環境報告書の提出を受けたときは、同項各号に掲げる事項の状況について調査することができる。

3　特定供給事業者は、前項の規定による調査に協力しなければならない。

4　特定供給事業者は、第一項の規定による建築物環境報告書に係る中小規模特定建築物等について、規則で定める書類等を規則で定める日まで保管しなければならない。

（建築物環境報告書の任意提出）

第二十三条の十二　建物供給事業者（特定供給事業者を除く。）は、規則で定めるところにより、前条第一項の建築物環境報告書を作成し、知事に提出することができる。この場合において、同項の規定の適用については、同項第六号中「前条第一項」とあるのは「前条第二項」とする。

2　前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により建築物環境報告書を提出する者について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第一項」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」と、同条第三項中「特定供給事業者」とあるのは「建物供給事業者（特定供給事業者を除く。）」と、同条第四項中「特定供給事業者」とあるのは「建物供給事業者（特定供給事業者を除く。）」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

（建築物環境報告書の公表）

第二十三条の十三　知事は、第二十三条の十一第一項又は前条第一項の規定による建

築物環境報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、規則で定める事項を公表するものとする。

第二十四条第一項中「又は第二十条の二（第二十一条の二第二項で準用する場合を含む。）」及び「及び再生可能エネルギーの利用に係る事項」を削り、同条第二項中「前条第四項」を「第二十三条の六第四項」に改め、同条第三項中「特定建築主」の下に「又は特定供給事業者」を加え、「特定建築物」を「特定建築物等又は中小規模特定建築物等」に、「第二十条の三」を「第二十条の二から第二十条の四まで、第二十三条の七第一項、第二十三条の八第一項又は第二十三条の九第一項」に改め、「省エネルギー性能基準」の下に「、再生可能エネルギー利用設備設置基準又は電気自動車充電設備整備基準」を加え、同条第四項中「特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者」を「特定建築主又は特定建築物工事完了届出者」に、「特別大規模特定建築物等」を「非住宅用途特定建築物等」に、「前条第五項」を「第二十三条の六第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

5　知事は、建物供給事業者に対し、中小規模特定建築物等について第二十三条の十各項に規定する措置の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該中小規模特定建築物等におけるエネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換並びに電気自動車充電設備の整備に係る措置に関する説明等に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

第二十五条第一項中「建築物環境計画書」の下に「若しくは建築物環境報告書」を加え、同条第四項中「特定建築主」の下に「又は特定供給事業者」を加え、「第二十条の三」を「第二十条の二から第二十条の四まで、第二十三条の七第一項、第二十三条の八第一項又は第二十三条の九第一項」に改め、「省エネルギー性能基準」の下に「、再生可能エネルギー利用設備設置基準又は電気自動車充電設備整備基準」を加え、同条第五項中「特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者」を「特定建築主又は特定建築物工事完了届出者」に改め、同条に次の一項を加える。

6　知事は、建物供給事業者が、正当な理由なく前条第五項の規定による指導及び助言に従わず、かつ、第二十三条の十第一項及び第三項の規定による説明等が著しく不十分であると認めるときは、当該建物供給事業者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

第百五十三条第三項中「特別大規模特定建築物工事完了届出者又は」を「特定建築物工事完了届出者、」に改め、「マンション販売等受託者」の下に「又は建物供給事業者」を、「措置」の下に「、当該特定建築物等若しくは中小規模特定建築物等における省エネルギー性能基準、再生可能エネルギー利用設備設置基準若しくは電気自動車充電設備整備基準に適合するための措置」を加え、「又は環境性能評価書の交付」を「、環境性能評価書の交付又はエネルギーの使用の合理化等に係る措置に関する説明等」に改める。

第百五十五条第一項中「特別大規模特定建築物工事完了届出者」を「特定建築物工事完了届出者」に改め、「マンション販売等受託者」の下に「、建物供給事業者」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この条例中第一条並びに次項から第五項まで及び第七項の規定は令和六年四月一日から、第二条並びに附則第六項及び第八項の規定は令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「第一条による改正前の条例」という。）第九条の三の規定によりエネルギー環境計画書を提出した特定エネルギー供給事業者に対する当該エネルギー環境計画書に係る第一条による改正前の条例の規定の適用については、なお従前の例による。

3　第一条の規定の施行の日前に第一条による改正前の条例第十七条の七の規定によりエネルギー有効利用計画書が提出された場合における第一条による改正前の条例第十七条の三第一項に規定する特定開発事業者、第一条による改正前の条例第十七条の十七第一項に規定する利用可能エネルギーに係る事業者及び同条第二項に規定する他の地域エネルギー供給事業者に対する当該エネルギー有効利用計画書に係る第一条による改正前の条例の規定の適用については、なお従前の例による。

4　第一条の規定の施行の日前に第一条による改正前の条例第十七条の十一第一項の規

定により地域エネルギー供給計画書が提出された場合における第一条による改正前の条例第十七条の三第一項に規定する特定開発事業者、同項に規定する地域エネルギー供給事業者、第一条による改正前の条例第十七条の十七第一項に規定する利用可能エネルギーに係る事業者、同条第二項に規定する他の地域エネルギー供給事業者、同条第三項に規定する熱電併給設備を設置しようとする事業者、同条第四項に規定する熱電併給設備の所有者又は管理者及び同条第五項に規定するエネルギー供給受入者に対する当該地域エネルギー供給計画書に係る第一条による改正前の条例の規定の適用については、なお従前の例による。

5　第一条の規定の施行の日前に第一条による改正前の条例第二十一条又は第二十一条の二第一項の規定により建築物環境計画書を提出した建築主に対する当該建築物環境計画書に係る第一条による改正前の条例の規定の適用については、なお従前の例による。

6　第二条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「第二条による改正前の条例」という。）第二十一条又は第二十一条の二第一項の規定により建築物環境計画書を提出した建築主に対する当該建築物環境計画書に係る第二条による改正前の条例の規定の適用については、なお従前の例による。

7　第一条の規定の施行前にした行為及び附則第二項から第五項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8　第二条の規定の施行前にした行為及び附則第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

東京消防庁の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都条例第百四十二号

東京消防庁の設置等に関する条例の一部を改正する条例

東京消防庁の設置等に関する条例（昭和三十八年東京都条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表東京消防庁国分寺消防署の項位置の欄を次のように改める。

国分寺市泉町二丁目二番三号

附　則

この条例は、令和五年二月十六日から施行する。

発行　東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話　〇三（五三二一）一一一一（代）
郵便番号163-8001
定価　本号　七〇円
一箇月　六、六〇〇円（郵送料を含む。）
印刷所　勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話　〇三（三八一二）五二〇一（代）
郵便番号113-0001

FSC ミックス 紙 FSC® C006270
リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。